

## 第 1 3 節 交通の安全確保

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

### 第 1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を本町又は大阪府に報告する。

### 第 2 各施設管理者における対応

#### 1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社・南海電気鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防署、泉大津警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

#### 2 道路施設（本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防署、泉大津警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

#### 3 港湾施設・漁港施設（大阪府）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防署、泉大津警察署、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。